

2025年

学童保育事業保険のご案内

[施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・
サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）・
留守家庭児童団体傷害保険特約付帯傷害保険]

学童保育所設置者・管理者の皆様へ

ご加入対象および被保険者

認可保育園および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

公益社団法人 全国私立保育連盟
（取扱幹事代理店） 有限会社 ゼンポ
（引受保険会社） 東京海上日動火災保険株式会社

1. 学童保育賠償責任保険	1
学童保育業務等に起因して生じた対人・対物事故によって、 <u>学童保育所等</u> が児童や第三者に対して負担する法律上の賠償責任を補償します。	
2. 個人情報漏えい保険 [サイバーリスク保険 (情報漏えい限定補償プラン)]	4
情報の漏えいまたはそのおそれに起因して、 <u>学童保育所等</u> が児童や第三者に対して負担する法律上の賠償責任や、各種費用を補償します。	
3. 学童保育児童傷害保険	7
児童が学童保育所の管理下中（往復途上を含みます。）に傷害を被った場合に学童保育所の管理責任や業務責任の有無に関係なく保険金をお支払いします。	
*学童保育所の指導員を対象とすることもできます。	
*熱中症、細菌性食中毒等も補償の対象です。	
4. 保険期間	10
5. ご加入の方法	11
6. 加入月別一時払保険料	12
7. 事故発生の際は	13
8. 事故受付票	14
9. 事故が起きた場合の連絡先	15
10. 学童保育児童傷害保険：減員通知書	16
11. 学童保育事業保険 Q&A	17
12. ご注意	18

●重要事項説明書の内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書よりご確認ください。

(重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。)

URL <https://www.zenpo.jp/assets/documents/download/gakudo-jyuyo2025.pdf>

●重要事項説明書の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。



1 学童保育賠償責任保険

1. 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険

学童保育所等に法律上の損害賠償責任がある場合に保険金が支払われます

- ◆認可保育園および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。
- ◆学童保育所ごとにお申込みください。

この保険の特長

この保険は、学童保育所、学童保育業務または学童保育で提供した飲食物等に起因して保険期間中に生じた事故に基づき、学童保育所等の被保険者が他人に対して法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いするものです。（日本国外において発生した事故は補償されません）

- 被保険者（補償を受けられる方）は記名被保険者（学童保育所）およびその役員、使用人となります。
- 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

- ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
※賠償責任の承認・賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。
- ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

- 保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる損害

1. 施設賠償責任保険

日本国内において、記名被保険者が所有、使用または管理する学童保育所や学童保育業務の遂行に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

2. 生産物賠償責任保険

日本国内において、記名被保険者が学童保育で提供した飲食物等（生産物）に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(1) 施設上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育所の設備の欠陥や管理の不備による事故に基づく賠償損害

例えば ・スベリ台に釘が出ていて児童がケガをした。

・戸や棚がたおれて児童がケガをした。

など

(2) 業務上の事故（施設賠償責任保険）

学童保育業務として行われる保育の遂行中に不注意によって生じた賠償損害

例えば ・ブランコや遊動円木に乱暴に乗っているのを注意しなかったため、転落してケガをした。

など

(3) 生産物の事故（生産物賠償責任保険）

学童保育で提供した生産物によって生じた賠償損害

例えば ・学童保育で提供した飲食物等が原因で発生した他人の食中毒事故に基づく賠償損害

など

※この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●**管理下財物補償（管理下財物損壊等担保特約条項）**

被保険者が管理する他人の財物（管理下財物）の損壊・紛失・盗取・詐取について、被保険者がその財物の正当な権利者に対し、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※リース契約またはレンタル契約等に基づき他人から借りている財物は対象となりません。

※貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・帳簿・宝石・貴金属・美術品・骨とう品・勲章・徽章・稿本・設計書・ひな型その他これらに類するものは対象となりません。

※自動車の所有・使用・管理に起因する損害は対象となりません。

※管理下財物が、被保険者または被保険者と同居する親族が所有する財物である場合は、対象となりません。

●**人格権侵害補償（人格権侵害担保特約条項）**

学童保育業務の遂行等に伴う不当な身体拘束または口頭・文書・図画等による表示（以下「不当行為」といいます。）によって、他人の自由、名誉またはプライバシーを侵害したことについて、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、その不当行為が保険期間中に日本国内において行われた場合に限りします。

※広告・宣伝活動・放送活動または出版活動に起因する損害は対象となりません。

補 償 額

契約タイプ	支払限度額		免責金額※1
	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険
推奨 大型タイプ	対人：1名2億円／1事故5億円 対物：1事故500万円	対人：1名2億円／1事故5億円 （保険期間通算5億円） 対物：1事故500万円 （保険期間通算500万円）	対人・対物とも 1事故につき1,000円
基本タイプ	対人：1名1億円／1事故5億円 対物：1事故200万円	対人：1名1億円／1事故5億円 （保険期間通算5億円） 対物：1事故200万円 （保険期間通算200万円）	対人・対物とも 1事故につき1,000円
上記共通	管理下財物補償※2 1事故 100万円	－	1事故につき1,000円
	人格権侵害補償 1名 50万円 1事故 1,000万円（保険期間通算 1,000万円）		1事故につき1,000円

※1 免責金額：保険金をお支払いする際に、損害の額から差し引く金額をいい、免責金額は被保険者の自己負担となります。
 ※2 引受保険会社が法律上の損害賠償金に対して支払う保険金の額は、特約条項により保険金を支払うべき損害の額を含めて、保険証券・加入通知書の「対物賠償」欄に記載された支払限度額を限度とします。

保 険 料

（1年間・1施設あたり）※加入月別の保険料はP.12をご参照ください。

契約タイプ	児童数（1施設あたり）	保 険 料
大型タイプ	平均登録児童数 10名まで	7,600円
	平均登録児童数 50名まで	9,680円
	平均登録児童数 100名まで	10,770円
	平均登録児童数 200名まで	12,250円
	平均登録児童数 300名まで	12,920円
基本タイプ	平均登録児童数 10名まで	6,640円
	平均登録児童数 50名まで	8,260円
	平均登録児童数 100名まで	9,170円
	平均登録児童数 200名まで	10,250円
	平均登録児童数 300名まで	10,790円

※平均登録児童数の算出は、2024年4月～2025年3月の1年間の毎月1日時点における児童数の累計人数÷12ヶ月で計算してください。（2024年4月～2025年3月の1年間の算出が難しい場合は2025年2月までの人数で計算してください。）新設学童保育所の場合は定員数でお申込みください。保険期間の途中で児童数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。（「3. 学童保育児童傷害保険」については、増加人数分の保険料振込が必要となりますのでご注意ください。）また、登録児童が減少した場合の保険料の返戻は行いませんのでご了承ください。なお、ご申告いただいた平均登録児童数が実際の平均登録児童数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金が削減される場合がございますのでご注意ください。

保険金をお支払いできない主な場合はP.3をご参照ください。

保険金をお支払いできない主な場合

1. 施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通

- ・ 保険契約者・被保険者の故意
- ・ 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・ 被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害
- ・ 地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・ 核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染された物の有害な特性またはその作用に起因する損害
- ・ 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因する損害
- ・ 石綿または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性など有害な特性に起因する損害
- ・ 医療行為等（法令により医師等以外の者が行うことを許されている場合を除きます）、薬品の調剤・投与・販売・供給、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為を、被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務補助者が行ったことに起因する損害
- ・ サイバー攻撃

など

2. 施設賠償責任保険

- ・ 給排水管、暖冷房装置等からの蒸気・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出に起因する損害
- ・ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みに起因する損害
- ・ 施設の新築、修理、改造等の工事に起因する損害
- ・ 航空機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両（自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。）・動物の所有、使用または管理に起因する損害
- ・ 次の賠償責任（ただし、管理下財物損壊等担保特約条項により補償対象となる財物（管理下財物）については、この規定は適用されません。）
 - ア. 記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対して負担する賠償責任
 - イ. 記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊につき、正当な権利（所有権等）を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任

など

3. 生産物賠償責任保険

- ・ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
- ・ 生産物の損壊または使用不能についての賠償責任、回収等の措置を講じるために要した費用を負担したことによる損害

など

4. 管理下財物補償

- ・ 保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- ・ 保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊等
- ・ 保険契約者、被保険者または被保険者と同居する親族が所有する管理下財物に生じた損壊等
- ・ 仕事の遂行のために使用している間に生じた管理下財物の損壊等
- ・ 自然発火または自然爆発した管理下財物自体の損壊
- ・ 自然の消耗もしくは性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、変質その他これらに類似の現象
- ・ ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ・ 管理下財物とその正当な権利を有する者に引き渡された後に発見された損壊等
- ・ 損壊等が発生した管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。）

など

5. 人格権侵害補償

- ・ 最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ・ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ・ 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ・ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・ 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

など

2 個人情報漏えい保険 [サイバーリスク保険 (情報漏えい限定補償プラン)]

<オプション>

個人情報漏えい保険のみのご加入はできませんのでご注意ください。
学童保育賠償責任保険とセットでのご加入となります。

- このパンフレットで使用するこの保険の用語の定義については、P.19～20をご参照ください。

学童保育所等に法律上の損害賠償責任がある場合に保険金が支払われます

- ◆個人情報漏えい保険は、学童保育賠償責任保険にご加入いただいている学童保育所のみご加入いただけます。

この保険の特長

情報の漏えいまたはそのおそれ起因して、学童保育所等の被保険者が児童や第三者に対して負担する法律上の賠償責任や、各種費用を補償します。

被保険者

- 以下の方が被保険者（補償を受けることができる方）となります。
 - ・記名被保険者（個人情報漏えい保険にご加入の学童保育所）
 - ・記名被保険者（個人情報漏えい保険にご加入の学童保育所）の役員または使用人（ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限り。）

お支払いの対象となる損害

1. 損害賠償責任に関する補償

情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

- 保険金をお支払いするのは、損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限り。
- 日本国外で発生した上記の事由について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。日本国外での損害賠償請求、日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟も補償対象となります。
- 被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。
 - ① 法律上の損害賠償金
法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※損害賠償の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。
 - ② 争訟費用
損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談等も含みます。）
 - ③ 協力費用
引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- ①②③のそれぞれについて、合計額に対して保険金をお支払いします。ただし、①についてはご加入時に設定した支払限度額（1請求・保険期間中ごとに設定）が限度となります。また、①②③を合算して、ご加入時に設定した支払限度額（保険期間中）が限度となります。

2. サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

(1) 訴訟対応費用

この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟について、被保険者が訴訟対応費用（その費用の額および使途が社会通念上、妥当であるものに限り。）を負担することによって生じた損害を補償します。

- お支払いの対象となる費用の詳細につきましては、P.19～20をご参照ください。
- 保険金をお支払いするのは、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に限り。
- 損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、支払限度額を限度となります。

(2) 訴訟対応費用以外の費用

事故対応期間内に生じた以下の費用（その費用の額および使途が社会通念上、妥当であるものに限り。）を被保険者が負担することによって生じた損害を補償します。

①サイバー攻撃対応費用	②原因・被害範囲調査費用	③相談費用
④コンピュータシステム復旧費用	⑤その他事故対応費用	⑥再発防止費用

- お支払いの対象となる費用の詳細につきましては、P.19～20をご参照ください。
- 保険金をお支払いするのは、被保険者がセキュリティ事故・風評被害事故を保険期間中に発見した場合に限り。
<セキュリティ事故とは>次のものをいいます。ただし、このサイバー攻撃のおそれは、上記①サイバー攻撃対応費用についてのみ含まれるものとします。
ア. 情報の漏えいまたはそのおそれ
イ. 記名被保険者が使用・管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のうち、アを引き起こすおそれのあるもの
<風評被害事故とは>セキュリティ事故に関する他人のインターネット上での投稿・書込みにより、記名被保険者の業務が妨害されることまたはそのおそれをいいます。すべての風評被害を指すわけではないので、ご注意ください。
- 各費用について、損害額に縮小支払割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。ただし、各費用固有の支払限度額が限度となります。
- 全てのサイバーセキュリティ事故対応費用に対する保険金を合算して、費用全体の支払限度額が限度となります。免責金額は適用しません。

※この保険契約においてお支払いする保険金の額は、1.損害賠償責任に関する補償、2.サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償でお支払いするすべての保険金額を合算して、1.損害賠償責任に関する補償の支払限度額（保険期間中）が限度となります。

支払限度額・縮小支払割合

1. 損害賠償責任に関する補償

支払限度額：1請求・保険期間中 5,000万円

2. サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償

	縮小支払割合	各費用固有の支払限度額	費用全体の支払限度額
(1) 訴訟対応費用	100%	1 請求・保険期間中 100 万円	1 事故 *2・保険期間中 100 万円
(2) 訴訟対応費用以外の費用	①サイバー攻撃対応費用	1 事故・保険期間中 100 万円 *1	
	②原因・被害範囲調査費用		
	③相談費用		
	④コンピュータシステム復旧費用	1 事故・保険期間中 100 万円	
	⑤その他事故対応費用	100%	
⑥再発防止費用	90%	1 事故・保険期間中 100 万円	

*1 ①サイバー攻撃対応費用、②原因・被害範囲調査費用、③相談費用で共有します。

*2 訴訟対応費用については1請求となります。

3. 損害賠償責任に関する補償・サイバーセキュリティ事故対応費用に関する補償合算

支払限度額：保険期間中 5,000万円

保険料（1年間）

平均登録児童数50名まで …10,000円*1

(50名超は…100円/児童1名追加) *1

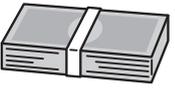
*1 平均登録児童数の算出は、2024年4月～2025年3月の1年間の毎月1日時点における児童数の累計人数÷12か月で計算してください。（新設学童保育所の場合等、実績がない場合には定員数を基礎数字とします。）

保険期間の途中で児童数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。

（「3.学童保育児童傷害保険」については、増加人数分の保険料振込が必要になりますのでご注意ください。）

また、登録児童が減少した場合の保険料の返れいは行いませんのでご了承ください。なお、ご申告いただいた平均登録児童数が実際の平均登録児童数に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

こんな場合に!! 情報漏えい事故が発生した場合……

発生事例	補償内容
 園児・保護者名簿の盗難	 通信費・お詫び状 郵送費
 データ持ち出し	 見舞金費用 ※個人情報のみ対象 法人情報の場合、見舞い 品の購入費用については 対象となります。 等
 賠償請求	 内外部からの不正アクセス 賠償金支払

保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ・ 保険金の支払を行うことにより引受保険会社が次の制裁・禁止・規制・制限を受けるおそれがある場合
 - ア. 国際連合の決議に基づく制裁等
 - イ. 欧州連合・日本国・グレートブリテン及び北アイルランド連合王国・アメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁等
 - ウ. アまたはイ以外の制裁等
- ・ 次の事由
 - ア. 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 被害国家における次のいずれかの事項に重大な影響を及ぼす国家関与型サイバー攻撃
 - (ア) 重要インフラサービスの利用、提供または維持
 - (イ) 安全保障・防衛
- ・ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ・ 保険契約者または被保険者の故意
- ・ 地震、噴火、津波、洪水、高潮
- ・ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・ 保険期間の開始時より前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由
- ・ 次の行為
 - ア. 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行為
 - イ. 被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為のうち、被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行われた行為
- ・ 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ・ 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ・ 他人の身体の障害
- ・ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐取。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐取に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・ 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ・ 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止
- ・ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害に起因する損害に対しては、この規定を適用しません。
- ・ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ・ 記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害
- ・ 被保険者が放送業または新聞・出版・広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- ・ 被保険者の暗号資産交換業の遂行に関連する事由
- ・ 被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置（被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。）のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）
- ・ 被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任およびこれに伴って生じる費用
- ・ 罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するもの（被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず。）
- ・ 被保険者相互間における損害賠償請求
- ・ 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた損害賠償請求

など

【損害賠償責任に関する補償】

- ・ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業を営む者である場合は、次の賠償責任
 - ア. 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号・記号その他の符号の不正な操作・移動に起因する賠償責任
 - イ. 不正な為替取引・資金移動に起因する賠償責任

など

3 学童保育児童傷害保険

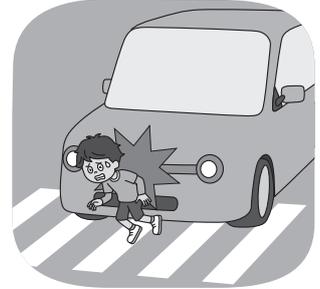
熱中症（日射病、熱射病）、細菌性食中毒等も補償の対象です。

1. 留守家庭児童団体傷害保険特約付帯傷害保険 ※詳細は各保険約款によります。

この保険の対象となる方は、ご加入の施設に登録された児童全員（職員を含めることもできます）となります。

学童保育所の管理責任の有無に関わらず保険金が支払われます

- 認可保育園および認定こども園における小学校児童の一時的な受入れ、ならびに放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は本保険の対象となります。



この保険の特長

- 児童が学童保育所の管理下中（往復途上を含みます。）に急激かつ偶然な外来の事故による傷害を被った場合に、学童保育所の管理責任や業務責任の有無に関係なく保険金をお支払いします。
- 健康保険や生命保険および加害者からの賠償金などとは関係なく保険金をお支払いします。
- 保険の加入者は学童保育所の責任者といたします。
- 熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）による死亡・後遺障害、入院・手術、通院を補償します。
- 被保険者は学童保育所の登録児童全員といたします。学童保育所の指導員全員（ただし、ボランティアの方は含みません）を含めることもできますので、その場合には申込書に明記してください。

※学童保育所にて保険の対象となる児童（指導員）の名簿を常に備え付け、保険会社はその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じていただくことが必要です。また、保険金のお支払いに際しては、学童保育所に備え付けの名簿をご提出いただく場合があります。また、保険金請求書等所定の保険金請求書類のほか学童保育所の代表者等が発行するその施設の管理下にある間に生じた事故である旨の証明書の提出が必要となります。

お支払いの対象となる損害

学童保育所の管理下において児童および指導員が急激、偶然、外来の事故により身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いします。

この保険でいう「学童保育所の管理下」とは次の場合をいいます。

- (1) 学童保育所施設内にいる間
- (2) 学童保育所の行事としての遠足等（学童保育所の指導員が引率するものに限り）に参加している間
- (3) 住居（学校・保育園・認定こども園から施設に赴く場合は、その学校・保育園・認定こども園）と学童保育所施設（施設以外の場所で施設の行事が行われるときのその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。）とを合理的な経路および方法により往復している間

< 保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の内容」をご確認ください。 >

1口あたりの補償額および保険料

※加入月別の保険料は P.12 をご参照ください。

保 険 金 額	年間 1 名 1 口あたり保険料	
死亡・後遺障害保険金額	119 万円	800 円
入院保険金日額*	1,500 円	
通院保険金日額	1,000 円	
1 名あたりの限度口数	3 口限度	

*手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）、または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※ 1 児童数は、申込み時点で把握している保険始期日時点の登録児童数にてご加入ください。登録児童数に変更があった場合には、※ 2 をご参照のうえご対応ください。

※ 2 保険期間の途中で登録児童・指導員（指導員を保険の対象となる方に含める場合に限り）が増員または減員した場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。増員の場合、故意または重大な過失によって遅滞なく通知をしなかったときは、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。増員した場合には、増員分の保険料をお振込みください。また、減員された場合には、減員分の保険料を原則、学童保育所の口座に、お振込みにてお戻しします。（減員された場合には、減員された方の氏名をご通知いただくこととなります。また、減員分のお振込みは 7 月以降となりますのでご了承ください。）

※ 3 登録児童・指導員（指導員を保険の対象となる方に含める場合に限り）の人数が増加した場合で、追加保険料の払込みが相当の期間内がないときは、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金額は削減されますのでご注意ください。

補償の内容

加入依頼書記載の施設の管理下中* 1 の「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者（保険の対象となる方）がケガ* 2 をした場合に保険金をお支払いします。

* 1 施設の管理下中には、往復途上を含みます。

* 2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒および熱中症（急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害）を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%~100% をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術* 1 または先進医療* 2 に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限ります* 3。 * 1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 * 2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 * 3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。	・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用器具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等* 1 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 * 1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーシ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

❖❖❖❖❖ 賠償責任保険と傷害保険の関係 ❖❖❖❖❖

1. 賠償責任保険は、被保険者（学童保育所等）に法律上の賠償責任がある場合に限り、保険金をお支払いします。
2. 傷害保険は、学童保育所側の責任の有無に関わらず、学童保育所の管理下中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガについて保険金が支払われます。
3. 賠償責任保険の被保険者（学童保育所等）に賠償責任がある場合の登録児童のケガは、賠償責任保険と傷害保険の両方から支払われます。

- ・「保護者と一緒に学童保育所から自宅に帰る途中に児童が車にはねられてケガをした」「学童保育所から帰る途中に友達とふざけてころび手首を骨折した」これらのケースはいずれも一般的には賠償責任保険の被保険者（学童保育所等）に法律上の賠償責任はないと考えられ、賠償責任保険の対象とはなりません。傷害保険では対象となり、保険金が支払われます。
- ・「学童保育所内の遊具がこわれて（施設の欠陥）児童がケガをした」といったケースで、賠償責任保険の被保険者（学童保育所等）の法律上の賠償責任が認められる場合には、賠償責任保険から保険金が支払われます。
これとは別に傷害保険からも保険金が支払われます。つまり、1つの事故について両方の保険から保険金が支払われることになります。
- ・万一のときに備え、安全な学童保育を推進するために、是非、賠償責任保険と傷害保険の両方にご加入いただきますようおすすめします。

※学童保育従事中の指導員ご自身のケガについては、一般的には賠償責任保険では補償の対象となりません。

大切な児童をかばって指導員がケガをすることも少なくないと思われます。指導員の方につきましても、是非とも傷害保険（学童保育児童傷害保険）にご加入いただきますようおすすめいたします。

4 保険期間

2025年4月1日（午後4時*）より2026年4月1日（午後4時）まで

*新規でご加入いただいた場合、賠償責任保険の保険始期日の開始時刻は午前0時です。

上記保険期間は、保険料の振込みを3月31日までに完了された場合です。

4月1日以降に保険料の振込みをされた場合は中途加入扱いとなりますのでご注意ください。

中途加入の場合の補償開始日・・・保険料が振り込まれた日の翌日以降の日で、加入依頼書でご指定いただいた日の午前0時からとなります。

公益社団法人 全国私立保育連盟が契約者となって一括して東京海上日動火災保険(株)と団体契約を締結します。そのため、中途加入でご加入いただく場合の補償期間は、上記補償開始日から2026年4月1日（午後4時）までとなります。

中途加入保険料は月割にて計算いたします。P.12の加入月別一時払保険料をご覧ください。

お申し込み方法についてのご注意

以下の2通りのお申し込み方法があり、お申し込み方法により加入締切日およびご提出いただく書類が異なりますのでご注意ください。

1. 学童保育所がお申し込みをする場合

同封いたしました専用の加入依頼書兼払込取扱票に所定事項をご記入のうえ、3月31日までにゆうちょ銀行または郵便局より保険料をお振込みください。中途加入の場合は、補償開始希望日の前日までに保険料をお振込みください。お申し込み方法の詳細につきましては、P.11をご覧ください。

2. 一括加入方式でお申し込みをする場合（地方自治体の皆様向け）

同封いたしました加入依頼書兼払込取扱票にて保険料をお振込みのうえ、一括加入明細表兼加入依頼書を全国私立保育連盟へご提出ください。（3月14日必着にて一括加入明細表兼加入依頼書を全国私立保育連盟にご郵送いただいたうえで、保険料が4月15日までに全国私立保育連盟指定口座へ着金すれば、4月1日が補償開始日になります。）

『加入依頼書兼払込取扱票』の「所在地」欄には加入申込人の所在地を、「施設名」欄には加入申込人名をご記入ください。また、「通知書番号」欄には、「一括加入」とご記入ください。なお、加入タイプ欄はご記入不要です。また、上記以外の保険料支払方法や地区担当代理店を通してのご加入の場合等、詳細につきましては、「（学童保育事業保険）一括加入の手続方法」をご覧ください。

5 ご加入の方法

同封いたしました専用の加入依頼書兼払込取扱票に所定事項をご記入・ご捺印のうえ、ゆうちょ銀行または郵便局より保険料をお振込みください。

※加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（代理店には告知受領権があります。）。

※学童保育所ごとにお申込みください。

※中途脱退および期中でのタイプ変更・口数変更はできません。

【記入例】

02	東京	払込取扱票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号		金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
00150-4		50564		46080	
加入者名 益団法人 全国私立保育連盟		料金		備考	
〒102-8014 東京 千代田区三番町6-4		TEL 03-1234-5678		切取らないでお出ください。	
施設名 東京学童保育所		加入通知番号(新設以外は必ずご記入ください)		東京	
代表者名 代表 東京太郎		13G-100001		新設	
学童保育所加入依頼書		賠償責任保険		大型タイプ 10名まで☆7,600円	
学童保育加入依頼書		個人情報漏えい保険		基本タイプ 10名まで☆6,640円	
学童保育加入依頼書		児童傷害保険		3名 (1人1口) 26,400円	
2025年4月1日から		告知事項等		9,680円	
2026年4月1日午後5時まで		① ○ ○ ○		10,000円	
新規(追加)		③ ○ ○ ○		26,400円	
加入依頼日は日附印の通り		④ ○ ○ ○		26,400円	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第53271号)		⑤ ○ ○ ○		26,400円	
これより下部には何も記入しないでください。		⑥ ○ ○ ○		26,400円	

「満期ご案内書」の加入通知番号をご記入ください。初めてご加入いただく施設はご記入不要です。

新設園の場合は○をしてください。

学童保育所の代表者印を押印してください。

施設名・施設住所に変更がある場合は、○をしてください。

ご希望のタイプ・人数・口数・保険料をご記入ください。(中途加入の場合は、()に中途加入保険料をご記入ください。)

学童保育所の所在地をご記入ください。

補償開始日をご記入ください。

学童保育所名および代表者名をご記入ください。

【裏面記載内容】 〈告知事項等〉

- ①他の保険契約等（*）（同時に申し込む契約を含みます。）がありますか。
（*）「他の保険契約等」とはこの保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約または共済契約をいいます。“はい”の場合、具体的な内容（保険（共済）会社、保険種類、満期日、保険金額）をご記入ください。
- ②学童保育賠償責任保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか。（過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。）
- ③学童保育賠償責任保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか。（過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。）

〈ご加入に際して〉

- 私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、保険契約者である公益社団法人全国私立保育連盟に対して加入を依頼します。
- ①保険加入者が契約者である団体の構成員であり、児童福祉法に基づく放課後児童育成健全事業を行う学童保育所等であること
 - ②重要事項説明書の内容
 - ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
 - ④パンフレットに記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容
 - ⑤学童保育賠償責任保険・個人情報漏えい保険の保険料算出のための児童数は、お申込み時点で把握可能な最近の会計年度（1年間）における確定した平均登録児童数であること。

6 加入月別一時払保険料

(単位：円)

	学童保育賠償責任保険										個人情報漏えい保険		学童保育児童傷害保険 (1名1口あたり)
	大型タイプ					基本タイプ					50名まで	50名超1名あたり	
	10名まで	50名まで	100名まで	200名まで	300名まで	10名まで	50名まで	100名まで	200名まで	300名まで			
2025年4月	7,600	9,680	10,770	12,250	12,920	6,640	8,260	9,170	10,250	10,790	10,000	100	800
5月	6,970	8,880	9,870	11,220	11,850	6,080	7,570	8,410	9,390	9,890	9,170	90	733
6月	6,330	8,070	8,980	10,220	10,770	5,540	6,890	7,650	8,550	9,000	8,330	80	667
7月	5,710	7,260	8,080	9,190	9,700	4,980	6,200	6,890	7,690	8,100	7,500	80	600
8月	5,070	6,460	7,180	8,170	8,610	4,430	5,500	6,100	6,840	7,200	6,670	70	533
9月	4,440	5,650	6,280	7,150	7,540	3,870	4,820	5,350	5,980	6,300	5,830	60	466
10月	3,810	4,850	5,390	6,140	6,470	3,340	4,140	4,590	5,140	5,410	5,000	50	401
11月	3,170	4,040	4,490	5,100	5,390	2,770	3,450	3,820	4,270	4,490	4,170	40	334
12月	2,530	3,220	3,590	4,080	4,310	2,210	2,760	3,070	3,410	3,590	3,330	30	267
2026年1月	1,910	2,430	2,700	3,060	3,240	1,660	2,070	2,300	2,570	2,690	2,500	30	200
2月	1,270	1,620	1,790	2,040	2,150	1,110	1,380	1,520	1,720	1,800	1,670	20	134
3月	640	810	900	1,030	1,080	560	700	760	860	900	830	10	67

注 意

- ・いつご加入になっても保険期間は2026年4月1日午後4時に終了します。
- ・学童保育児童傷害保険に追加でご加入の場合は最初にお申込みいただいた口数と同じ口数でご加入ください。(口数の変更はできません。)

例) 2025年6月1日に基本タイプ(100名まで)・学童保育児童傷害保険にてご加入される場合
 ※5月30日までにゆうちょ銀行または郵便局にて保険料の振込手続を完了されていることが必要です。

- ・補償期間：2025年6月1日午前0時から2026年4月1日午後4時まで(10か月間)
- ・保 険 料：学童保育賠償責任保険 7,650円
 学童保育児童傷害保険 667円(児童1名・1口につき)

加入通知書は、6月より順次各学童保育所宛にご郵送いたします。
 (一括加入の場合は、各代表申込者様宛にご郵送いたします。)
 中途加入の場合は、お申込み手続後、約2か月後のご郵送となります。

7 事故発生の際は

学童保育所で事故が発生した場合には遅滞なく(傷害保険については30日以内に)事故受付票(P.14をコピーしてご利用ください)にて事故通知をお願いします。事故受付を行っている損害サービスセンターについてはP.15をご覧ください。

※保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

※傷害保険において保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

〈地区担当代理店を通してご加入の学童保育所〉

お近くの東京海上日動の損害サービスセンター又は地区担当代理店に①事故受付票、②加入通知書コピーをご提出ください。事故受付票受領後、事故受付票にてご指定いただいた送付先に保険金請求書を送付いたします。

〈有限会社ゼンポを通してご加入の学童保育所〉

お近くの東京海上日動の損害サービスセンター又は有限会社ゼンポにFAXまたは郵送にて①事故受付票、②加入通知書コピーをご提出ください。事故受付票受領後、事故受付票にてご指定いただいた送付先に保険金請求書を送付いたします。

保険金請求に必要な書類について

保険金請求に必要な書類は下記のとおりです。

傷 害 事 故		賠 償 事 故
① 保険金請求書*		①保険金請求書*
②	1事故、1被保険者ごとの保険金の合計額が30万円以下である場合。	②示談書*
	上記以外の場合	③対人賠償～診断書 病院の領収書 など
③ 事故発生証明書*		④対物賠償～修理見積書、写真など

※に関しては、事故通知を頂いた後、保険会社より送付いたします。

上記以外にも、保険会社が求める書類がある場合があります。

〈賠償事故の場合における被害者との話し合いの留意点〉

- (1) 万一不幸にも事故が起きた場合、お見舞いに行くなど被害者に対して誠意を尽くしておくことが示談を円滑にすすめ、円満に解決するために大切です。
- (2) この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈学童保育児童傷害保険の保険金受取人〉

学童保育児童傷害保険の保険金請求権者および保険金受取人は死亡保険金の場合は被保険者の法定相続人、その他の保険金の場合は被保険者本人(児童の場合はその親権者が代理します)となります。

学童保育所が一旦、保険金を受取られる場合には、被保険者本人(児童の場合はその親権者)の委任状を取り付けていただくこととなります。

学童保育事故受付票

〈個人情報の利用目的〉

事故受付票記載の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただくことがあります。また、安全啓発・制度普及活動のために、全私保連および学童保育所への情報提供を行うために利用させていただくことがあります。

東京海上日動火災保険株式会社 御中

20 年 月 日

1. 事故内容 (○をおつけください)	① 賠償事故 ② 傷害事故 ③ 賠償事故・傷害事故双方		
2. 事故発生日	20	年	月 日 時 頃
3. 事故発生場所			
4. おケガをされた方 (賠償事故で対物事故) (の場合は被害者)	(ふりがな) (氏 名)	(年令)	(性別)
	(住 所)		
5. 加入通知番号	G -		
6. 保険契約者名	(公益社団法人) 全国私立保育連盟		
7. 事故状況			
8. ケガの内容 (傷病名)	治療期間 (見込)	(入院) (通院) 医療機関名 ()	日間 日間
9. その他	(賠償事故で対物事故の場合は損害の程度)		
10. 保険金請求書送付先 (○をおつけください)	① 学童保育所 ② おケガをされた方 ③ その他		
	③その他の場合の送付先 住 所 氏 名		
11. 証券番号	(施設賠・生産物賠償) Y900128251・ (個人情報漏えい) Y900129252・(傷害保険) Y900130250		

上記事故の発生したことを証明いたします

学童保育所名	印	担当者名	
住 所		電 話	

※このページをコピーし、正式な事故受付票としてください。

9 事故が起きた場合の連絡先

学童保育所で事故が発生した場合には下記の東京海上日動サービスセンターにご連絡ください。

(2024年現在)

都道府県名	該当地域	傷害保険			賠償責任保険		
		担当部署	TEL	FAX	担当部署	TEL	FAX
北海道	全域	北海道損害サービス部 札幌火災新種コーナー	011-271-7346	050-3730-6792	北海道損害サービス部 火災新種損害サービス課	011-271-4817	050-3730-6792
青森	全域	東北損害サービス部 火災新種損害サービス課 東北火新コーナー	022-225-5095	050-3730-6977	東北損害サービス部 火災新種損害サービス課	022-225-5012	050-3730-6977
岩手	全域						
秋田	全域						
宮城	全域						
山形	全域						
福島	全域	北関東・信越損害サービス部 火災新種損害サービスコーナー	048-650-8540	050-3730-6903	北関東・信越損害サービス部 火災新種損害サービス課	048-650-8550	050-3730-6904
新潟	全域						
長野	全域						
群馬	全域						
栃木	全域	千葉火災新種コーナー	043-299-5363	050-3730-6878	東関東損害サービス部 火災新種損害サービス課	043-299-5314	050-3730-6880
茨城	全域						
千葉	全域	さいたま火災新種コーナー	048-650-8441	050-3730-6851	埼玉損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	048-650-8433	050-3730-6850
埼玉	全域						
東京	全域	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第二チーム 東京傷害保険第二コーナー	03-6632-0640	050-3730-6913	本店損害サービス部 火災新種損害サービス室 第二チーム	03-3515-7503	050-3385-7613
神奈川	全域	横浜火災新種コーナー	045-224-3602	050-3385-7410	神奈川損害サービス部 横浜損害サービス第4チーム	045-224-3600	050-3385-7410
山梨	全域	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第一チーム 東京傷害保険第一コーナー	03-6632-0482	050-3730-6912	首都損害サービス部 火災新種損害サービス室	03-6628-7500	050-3730-6940
静岡	全域	静岡損害サービス部 静岡火災新種コーナー	054-254-4370	050-3730-7015	静岡損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	054-254-0216	050-3385-7419
富山	全域	北陸損害サービス部 金沢火災新種コーナー	076-233-7065	050-3730-7070	北陸損害サービス部 火災新種損害サービス課	076-233-7065	050-3730-7070
石川	全域						
福井	全域	名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第二課	052-201-9651	050-3730-7036	名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第一課	052-201-9641	050-3730-7174
愛知	全域						
岐阜	全域						
三重	全域	関西損害サービス第一部 火災新種損害サービス第二課	06-6203-0992	050-3385-7590	関西損害サービス第一部 火災新種損害サービス第一課	06-6203-0685	050-3385-7592
京都	全域						
滋賀	全域						
大阪	全域						
奈良	全域						
和歌山	全域	関西損害サービス第二部 火災新種損害サービス課	06-6910-6120	050-3385-7589	神戸損害サービス部 火災新種損害サービス課	078-333-7166	050-3385-7547
兵庫	全域	中国損害サービス部 広島火災新種コーナー	082-511-9392	050-3730-7194	中国損害部 火災新種損害サービス室	082-511-9406	050-3730-7089
岡山	全域						
鳥取	全域						
島根	全域						
広島	全域	四国損害サービス部 高松火災新種コーナー	087-822-7523	050-3730-7095	四国損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	087-822-7521	050-3730-7093
山口	全域						
香川	全域						
徳島	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105
徳島	全域						
高知	全域	九州損害サービス第二部 熊本火新コーナー	096-300-8628	050-3730-7148	九州損害サービス第二部 火災新種損害サービス課	096-300-8627	050-3730-7147
愛媛	全域						
福岡	全域						
佐賀	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105
長崎	全域						
熊本	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105
大分	全域						
宮崎	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105
鹿児島	全域						
沖縄	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105
夜間・休日		東京海上日動安心110番	0120-720-110	-	東京海上日動安心110番	0120-720-110	-

10 学童保育児童傷害保険：減員通知書

公益社団法人全国私立保育連盟 御中

お申し出日 年 月 日

<確認事項>
私は下記事実と相違ないことを確認のうえ、以下の異動を依頼します。また、私は、東京海上ホールディングス傘下の保険会社が、その保有する私と被保険者全員の個人情報（氏名、生年月日、性別、住所、保障（補償）内容、過去の謝絶歴、特別（引受）条件歴、保険金・給付金受領歴等の各種データ）を、契約引受、契約内容変更、保険金・給付金支払等の可否の判断等のために共同して利用することについて被保険者全員の同意を確認のうえ、同意いたします。

加入通知番号	G -		
学童保育所名			 「確認事項」 確認印兼用
代表者氏名			
住所	〒 電話番号 ()		
減員人数	人 (口)		
変更日	20 年 月 日 (お申し出日以降の日付をご記入下さい。)		
減員者氏名 (※)	① (フリガナ)	② (フリガナ)	③ (フリガナ)
	④ (フリガナ)	⑤ (フリガナ)	⑥ (フリガナ)
	⑦ (フリガナ)	⑧ (フリガナ)	⑨ (フリガナ)
	⑩ (フリガナ)	⑪ (フリガナ)	⑫ (フリガナ)
	⑬ (フリガナ)	⑭ (フリガナ)	⑮ (フリガナ)

※減員者の氏名をご記入下さい。人数が多く本欄に記入できない場合は、名簿を添付下さい。
 ※減員が発生した場合でも、同時に増員があり登録児童数が変わらない場合にはお手続きは不要となります。
 ※保険料は月割で返戻させていただきます。(2026年3月2日以降の減員については返戻保険料は発生しません。)
 ※登録児童数が増える場合は、加入依頼書兼郵便振替用紙を使用して、増加人数分の中途加入手続きをお願いします。

【保険料返戻先口座】

学童保育所の口座をご指定下さい。学童保育所の口座がない場合には、代表者の口座をご指定下さい。

カナ	銀行		支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
口座名義人	(カナ)		
	(漢字)		

返戻保険料	円
-------	---

(会社記入欄)

担当課社
担当代理店

課支社受付印

返戻保険料は、東京海上日動火災保険株式会社より返戻させていただきます。返戻開始時期は、本年度7月以降となりますのでご了承願います。

11 学童保育事業保険Q & A

Q 1. 学童保育児童傷害保険の加入口数を児童によって変えることができますか？

A 1. 学童保育児童傷害保険は、すべての登録児童(指導員を含める場合は指導員も)について、同一の条件でご加入いただく保険です。児童によって加入口数を変更することはできません。追加加入の場合も最初にお申込みいただいた口数と同じ口数でご加入ください。

Q 2. 登録児童が友達(登録外児童)を学童保育所に連れてきたが、その児童も学童保育児童傷害保険の補償対象となりますか？

A 2. 学童保育児童傷害保険の対象となるのは、学童保育所に登録された登録児童となります。登録されていない児童は対象となりません。

Q 3. 登録児童が学童保育所から塾に行く途中、または塾から学童保育所へ向かう途中にケガをした場合、学童保育児童傷害保険の対象となりますか？

A 3. 往復中の事故として補償の対象となるのは、住居と学童保育所(施設以外の場所で施設の行事が行われるときのその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。)とを合理的な経路および方法により往復している間(学校・保育園・認定こども園から施設に赴く場合を含みます。)となります。塾と学童保育所との往復途上は対象となりません。

Q 4. 指導員が研修を受けるために他の施設に行く途中でケガをした場合、学童保育児童傷害保険の対象となりますか？

A 4. 学童保育所外で実施されている研修中は学童保育所の管理下とは言えず、その往復途上も補償の対象となりません。

Q 5. 指導員のみで学童保育児童傷害保険に加入することはできますか？

A 5. 学童保育児童傷害保険は登録児童のための保険です。加入方法は、①登録児童のみで加入する、②登録児童およびその施設の指導員で加入する、のいずれかとなり、指導員のみでご加入いただくことはできません。

Q 6. 保育園で学童保育を実施しており、保育士等が学童保育の指導員を兼ねている場合、学童保育児童傷害保険の指導員数に含めて加入するのですか？

A 6. 保育園の保育士であっても、学童保育の指導員を兼ねている場合は、登録指導員の人数に含めてご加入ください。

Q 7. 中途加入できますか？

A 7. 「加入依頼書兼払込取扱票」にて保険料をお振込みいただければ翌日以降からご加入できます。

月別保険料につきましては P.12 をご参照ください。

Q 8. 加入通知番号がわからないのですが？

A 8. 「満期案内書」の加入通知番号をご記入ください。初めてご加入いただく施設は、新設に○をご記入ください。(加入通知番号は不要です。)

ご注意

ご加入の際のご注意

①告知義務（ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務）：

（傷害保険）加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。（ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。）ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には告知受領権があります。）。告知事項は、以下の事項となります。

●被保険者の人数

●他の保険契約等（*）を締結されている場合には、その内容（同時に申し込む契約を含みます。）

（*）「他の保険契約等」とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。（賠償責任保険・サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

②死亡保険金受取人：傷害保険の死亡保険金は法定相続人にお支払します。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、代理店までお申し出ください。

③継続してご加入頂く場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、ご加入の代理店または弊社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は2025年4月1日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④ご加入内容および事故報告内容の確認について：損害保険会社の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いませぬ。ご不明の点は、引受保険会社までご照会ください。

[賠償責任保険・サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン）]

⑤補償の重複に関するご注意：補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

⑥他の保険契約等がある場合：この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払します。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払します。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払します。

⑦この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、引受保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

ご加入後のご注意

通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務）

（傷害保険）加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご加入の代理店または弊社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。通知事項は、以下の事項となります。

- ・被保険者が増員または減員となったとき（増員となった場合には追加保険料をお支払いいただきます。また、減員の場合は保険料を返還いたします。）

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前に、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または弊社までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

（賠償責任保険）ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（サイバーリスク保険（情報漏えい限定補償プラン））

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

先取特権について：責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

個人情報漏えい保険 [サイバーリスク保険 (情報漏えい限定補償プラン)] 用語の定義

このパンフレットで使用する用語の意味は、次のとおりです。

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア. コンピュータシステムへの不正アクセス イ. コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ウ. マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ. コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
事故対応期間	被保険者が最初にセキュリティ事故・風評被害事故（定義については、P.4の<セキュリティ事故><風評被害事故>をご確認ください。）を発見した時から、その翌日以降1年が経過するまでの期間をいいます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア. 個人情報 イ. 法人情報 ウ. アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。）
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア. 個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。） イ. 法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと ウ. 個人情報・法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと
訴訟対応費用	次の費用のうち、この保険契約において保険金支払の対象となる事由に起因して被保険者に対して提起された損害賠償請求訴訟に対応するために直接必要なものをいいます。 ア. 記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 イ. 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ウ. 増設コピー機のリース費用 エ. 記名被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用 オ. 意見書・鑑定書の作成費用 カ. 相手方当事者または裁判所に提出する文書の作成費用
①サイバー攻撃対応費用	セキュリティ事故に対応するための次の費用をいいます。ただし、サイバー攻撃のおそれに基づき対応したにもかかわらず、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、そのサイバー攻撃のおそれが外部通報(*1)によって発見されていたときに支出する費用に限ります。 ア. コンピュータシステム遮断費用 サイバー攻撃またはそのおそれが発見されたことにより、コンピュータシステムの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用 イ. サイバー攻撃の有無確認費用 サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出する費用。ただし、結果としてサイバー攻撃が生じていなかった場合は、外部機関へ調査を依頼する費用に限ります。
②原因・被害範囲調査費用	セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全のために支出する費用をいいます。
③相談費用	セキュリティ事故・風評被害事故に対応するために直接必要な次の費用をいいます。(*2) ア. 弁護士費用 弁護士報酬（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。）をいいます。ただし、次のものを除きます。 （ア）保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬 （イ）刑事事件に関する委任にかかる費用 （ウ）「⑤.その他事故対応費用 コ. 損害賠償請求費用」の費用 イ. コンサルティング費用 セキュリティ事故・風評被害事故発生時の対策または再発防止策に関するコンサルティング費用（個人情報の漏えいまたはそのおそれについて個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。） ウ. 風評被害拡大防止費用 風評被害事故の拡大を防止するための費用（アおよびイを除きます。）

<p>④コンピュータシステム 復旧費用</p>	<p>次の費用をいいます。(*2)なお、セキュリティ事故を発生させた不正行為者に対して支払う金銭等を含みません。</p> <p>ア. データ等復旧費用 セキュリティ事故により消失・破壊・改ざん等の損害を受けた、記名被保険者が使用または管理するデータ・ソフトウェア・プログラム・ウェブサイトの復元・修復・再製作・再取得にかかる費用</p> <p>イ. コンピュータシステム損傷時対応費用 セキュリティ事故により記名被保険者が管理するコンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要した次の費用</p> <p>(ア) コンピュータシステムのうち、サーバ・コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品を除きます。）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる修理費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>(イ) 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を除きます。）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（付随する土地の賃借費用を含みます。）および撤去費用</p>
<p>⑤その他の事故対応費用</p>	<p>次のアからコの費用をいいます。ただし、①～④、⑥の費用および訴訟対応費用を除きます。</p> <p>ア. 人件費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>イ. 交通費・宿泊費 セキュリティ事故に対応するために直接必要な記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費</p> <p>ウ. 通信費・コールセンター委託費用等 セキュリティ事故に対応するために直接必要な通信費もしくは詫び状の作成費用または通信業務をコールセンター会社に委託する費用。ただし、エに規定するものを除きます。</p> <p>エ. 個人情報漏えい通知費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対しその被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫び状の作成に直接必要な費用</p> <p>オ. 社告費用 新聞・テレビ等のマスメディアを通じてセキュリティ事故に関する説明または謝罪を行うために支出する費用（説明または謝罪を行うためのコンサルティング費用を含みます。）。ただし、社告費用以外のその他事故対応費用に該当するものを除きます。</p> <p>カ. 個人情報漏えい見舞費用(*2) 公表等の措置(*3)により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に、その被害者に対する謝罪のために支出する次の費用</p> <p>(ア) 見舞金 (イ) 金券（保険契約者または被保険者が販売・提供する商品またはサービスに関するものを除きます。）の購入費用 (ウ) 見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）</p> <p>キ. 法人見舞費用 セキュリティ事故の被害にあった法人に対する謝罪のために支出する見舞品の購入費用（保険契約者または被保険者が製造または販売する製品については、その製造原価相当額に限ります。）。ただし、情報の漏えいまたはそのおそれの被害にあった法人に対して支出する費用については、公表等の措置(*3)によりその情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に支出するものに限ります。</p> <p>ク. クレジット情報モニタリング費用(*2) セキュリティ事故によりクレジットカード番号等がそのクレジットカードの所有者以外の者に知られた場合に、その不正使用を監視するために支出するモニタリング費用</p> <p>ケ. 公的調査対応費用 セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要した次のいずれかに該当する費用</p> <p>(ア) 弁護士報酬（保険契約者もしくは被保険者に雇用され、またはこれらの者から定期的に報酬が支払われている弁護士に対して定期的に支払う報酬、および刑事事件に関する委任にかかる費用を除きます。）</p> <p>(イ) 通信費 (ウ) 記名被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 (エ) コンサルティング費用(*2)</p> <p>コ. 損害賠償請求費用 記名被保険者が他人に対してセキュリティ事故に関して損害賠償請求を行うための争訟費用</p>
<p>⑥再発防止費用</p>	<p>同種のセキュリティ事故による損害の再発防止のために支出する必要かつ有益な費用をいい、セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用・再発防止策の結果または実施状況に関する報告書の作成費用を含みます。ただし、②原因・被害範囲調査費用、③相談費用、④コンピュータシステム復旧費用、およびセキュリティ事故の発生の有無にかかわらず被保険者が支出する費用を除きます。(*2)</p>

(*1) 次のいずれかをいいます。
ア. 公的機関（サイバー攻撃の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。）からの通報
イ. 記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報・報告

(*2) 引受保険会社の書面による同意を得て支出するものに限ります。

(*3) 次のいずれかをいいます。
①公的機関に対する届出または報告等（文書によるものに限ります。）
②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による発表または報道
③被害者または被害法人に対する詫び状の送付
④公的機関からの通報

※ 詳細は、団体代表者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

事故発生ときは

(サイバーセキュリティ事故対応費用(訴訟対応費用を除く))

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。なお、保険金請求にあたって攻撃内容やインシデントの詳細等の情報のご提出が必要となります。

保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(上記以外)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく(傷害保険については事故が発生した場合には、30日以内)事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面(事故受付票)で取扱代理店または引受保険会社(P.14～P.15ご参照)にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

詳しくはP.13～P.15をご覧ください。

■契約者 公益社団法人 全国私立保育連盟

■保険制度取扱幹事代理店

有限会社 ゼンポ 〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10 全国保育会館内
TEL. 03 (3865) 3881 FAX. 03 (3865) 2806

※お問い合わせ際は、加入通知番号をお知らせください。

■取扱代理店(ご相談、お問い合わせ、お申込先)

■引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 担当課:公務第2部 文教公務室

ご加入園様用お問い合わせダイヤル TEL. 0120-256-019

※お問い合わせ際は、加入通知番号をお知らせください。

※加入通知書は、6月より順次発送いたします。加入通知書が届くまでの間、このパンフレット等に加入内容を記録し保管してください。

※本保険は(有)ゼンポを幹事代理店、全国の募集代理店を非幹事代理店とする代理店間分担となっております。

このパンフレットは施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)・留守家庭児童団体傷害保険特約付帯傷害保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件、ご加入手続、その他ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

この保険は、公益社団法人全国私立保育連盟を保険契約者とし、全国私立保育連盟加盟の認可保育園・認定こども園・放課後児童クラブ等を被保険者とする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)及び留守家庭児童団体傷害保険特約付帯傷害保険の団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として公益社団法人全国私立保育連盟が有します。